告示

○内閣府告示第二百九十二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十八日から施行することとしたので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本貿易振興機構ジェトロ・ビジネスライブラリー大阪の項中「北区中之島三の三の三」を「中央区安土町二の三の十三」に改める。

○内閣府告示第二百九十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

○内閣府告示第二百九十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　岐阜信用金庫

二　住所　岐阜県岐阜市神田町六丁目十一番地

○内閣府告示第二百九十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫

二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○内閣府告示第二百九十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　大垣信用金庫

二　住所　岐阜県大垣市恵比寿町一丁目一番地

○内閣府告示第二百九十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　関信用金庫

二　住所　岐阜県関市東貸上十二番地の一

○内閣府告示第二百九十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○内閣府告示第二百九十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百七十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社横浜銀行

二　住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

○内閣府告示第三百号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社足利銀行

二　住所　栃木県宇都宮市桜四丁目一番二十五号

○内閣府告示第三百一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社清水銀行

二　住所　静岡県静岡市清水区富士見町二番一号

○内閣府告示第三百一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百九十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○内閣府告示第三百二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百九十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫

二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○内閣府告示第三百四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百九十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　島田信用金庫

二　住所　静岡県島田市本通三丁目二番の一

○内閣府告示第三百五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社徳島銀行

二　住所　徳島県徳島市富田浜一丁目十六番地